

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日時

平成27年5月25日（月）午後3時から午後4時45分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）阿部潤，入江幽子，岩田雅子，河道前伸子，河原崎秀公，坂本英俊，柴山千里，鈴木隆仁，曾野裕夫，田中貴文，堀井友二，湯川浩昭（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所刑事2部部総括判事佐伯恒治，同刑事2部裁判官高杉昌希，同刑事訟廷裁判員調整官久保昌央

（庶務）札幌地方裁判所事務局長木村泰博，同事務局次長村上奉文，同事務局次長青木仁，同事務局総務課課長田中夏樹，同事務局総務課課長補佐中山かおり

4 議事トピックス

（1）札幌地方裁判所刑事2部裁判官，同刑事訟廷裁判員調整官から，裁判員裁判において裁判員に不安なく職務を務めてもらうための方策やその取組などについて説明し，引き続き意見交換をしました。

（2）裁判員裁判で使用する法廷や評議室などの見学をしました。

（3）次回委員会は，「女性が働きやすい職場環境等について」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【裁判員裁判について】

(1) 「裁判員裁判をより一層充実したものとするために～取組みの視点」

札幌地方裁判所刑事2部部総括判事，同刑事2部裁判官，刑事訟廷裁判員調整官から，裁判員裁判の選任手続及び評議において配慮，工夫している点等について説明した。

(2) 協議

- ただ今の裁判所からの説明について，御質問等がありましたらお願いします。
- 裁判員候補者の辞退率の割合を教えてくださいと思います。
- 全国的な数値として，選定された裁判員候補者総数のうちの事前の辞退承認及び選任手続当日の辞退承認者は，平成24年は61.6%，平成25年は63.3%，平成26年は64.4%，平成27年は3月末現在で67.1%となっており，辞退率は若干増えている状況です。
- 辞退率が増えている理由ですが，辞退承認の柔軟な運用がされているからなのか，別な理由があるのか，どういう感想を持っていますか。
- 裁判員裁判の制度は，無理をして裁判所に来てもらって務めていただく制度ではないと考えておりますので，仕事が忙しい，自営業で家を空けられない，体調が悪い，風邪を引いて起き上がれない日が続いているという場合にも，辞退を認める方向で緩やかに考えています。近年辞退率が若干上がっているという感想は持っていますが，確たる原因があるかという点，そこまで極端に変わっていないのではないかと考えています。
- 刺激的な写真等が証拠として提出される可能性がある事件について，裁判員候補者への説明に配慮しておられるということでしたが，具体的にどのような配慮をされていますか。また，量刑の決め方について，検察官の求刑との兼ね合いというのは，どのように考えられていますか。
- 刺激的な写真が証拠として提出される可能性がある事件についての裁判員候補者に対する説明は，選任手続の中で，オリエンテーション担当者のほうから，例えば，今回の事件では殺害現場の写真が証拠として提出される予定ですというような説明をし，その後に裁判員候補者の方に質問票を記載していただくので，不安がある方は質問票に書いてくださいとアナウンスしています。質問票に書いていただいた場合には，個別質問において，どのような不安かということ詳しく聞いて，裁

判官から必要な説明等をし、その上で、大丈夫ですかという確認をしております。それで、やはり難しいということでしたら、辞退の判断を柔軟に行うという流れになっています。

- 求刑の位置づけということで御質問がありましたが、求刑をどうとらえるかは、なかなか難しいところです。現在の説明の仕方としては、検察官は、国家機関であり、訴追する責任を持った機関として、検察庁内で議論した上で求刑しているということ、しかも訴追側ですから、比較的被告人にとって厳しい意見を述べているということを御説明します。また、検察官の事件に対する見立てが、裁判員の皆さんを含めた裁判体と同じなのか、違うのか、そのいずれかによってどの程度検察官の意見を尊重するかどうかは変わってくるだろうという点も御説明しています。そうした位置づけを前提に検察官の意見も参考にその後の話合いを進めていくこととなります。
- 先ほど、刺激的な写真等が取り調べられた際のお話がありましたけれども、ああいったトラブルや、守秘義務の部分でトラブルになったケースというのは、全国的に見て、ほかにもあるのでしょうか。また、量刑の部分で、昔はよく求刑の7掛け、8掛けという数字も言われていましたけれども、量刑というのは、均一であるべきなのでしょうか。また、現実には、同じような事件で量刑がバラバラだということで問題になったりしていますけれども、それは問題なのでしょうか。例えば、被害者の傷の写真を見ても、重いと感じる人や軽いと感じる人もいると思うのですが、その受け止め方次第で量刑が変わっていいのかということを含めて、バラバラになる量刑をどう受け止めるべきでしょうか。
- 刺激的な写真等の取調べや守秘義務との関係では、道外の裁判所で裁判員を務めた方が殺害現場の写真を見るなどして急性ストレス障害になったという事案があったことは承知していますが、その他に特段のトラブルがあったとは聞いていません。近年では、検察庁の御協力を得て、必要がなければ刺激的な写真自体を取り調べない運用になっていますので、8割から9割方の事件では、刺激的な写真等を目にすることはありません。守秘義務の関係については、裁判員経験者の意見交換会の中で、守秘義務は厳しかったかという質問をしても、そうではなかったとおっしゃった方が多いですし、裁判員経験者から当庁に守秘義務の関係で問合せがあったこともありません。全国的にも、おそらく問題になっていないのではないかと考えています。

量刑の点ですが、裁判員の方は、被告人をどのような刑の重さにするかというときに、非常に責任感をお持ちです。バランスということ言えば、ほかの事件との

バランスを重視される方、それほど重視されない方、様々ですけれども、何らかの形で頭の片隅に置かれている方が多いのではないかと考えています。多くの事件の場合、コンピュータに打ち込めば量刑がピンポイントで出てくるというものはありません。同じような類型といっても多種多様であり、幅がありますので、実際には、前例はこうだから懲役何年にしなければいけないというようなことにとらわれることは、ほとんど経験しないところです。むしろ、絞っていてもかなり幅があることが多くて、その中でどうやって決めていったらいいのだろうというところで悩むというのが実情です。量刑について、バラバラになるのがいいのか、前例に倣うのがいいのかという点ですけれども、私の感想としても、極端にばらけるのは問題があると思っています。大抵の場合、評議の中で、いろいろな意見が出てくる中で自然にまとまっていくというのが現実だと思います。

■ 刺激的な写真による立証の問題や、求刑の問題が出ていましたが、検察側で補足されることはありますか。

○ 検察庁としても、刺激的証拠の問題については承知しているところですが、こちらとしても必要なので請求していますので、請求したものについてはできる限り採用していただきたいと思います。求刑については、過去の事例などを検討して、結果の重さ、犯行態様、動機という部分を総合判断した上で求刑しています。実際に下された判決についても妥当であると承知しています。

○ 裁判員裁判は、国民の意見を取り入れることを目的として始まったと思うのですが、裁判員裁判で出た判決が、高裁でくつがえり、一審の判決より刑が低くなったということが幾つかあったと思います。一般の感覚では、この被告人はこのくらいの量刑が当然だということで結果が出たと思うのですが、結局は高裁の判決が結論となりますので、裁判員制度がいいのかどうか、その辺りについて、どのようにお考えでしょうか。

それから、裁判員裁判は、死刑や無期懲役など重大な判断をしなければならない重い裁判ではなく、民事事件のような裁判が適当ではないかという議論はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○ 上級審でくつがえった判決の具体的な割合、増えているのか減っているのかが分かれば、教えていただきたいと思います。学んでいく過程で最終的に市民と裁判所とのコンセンサスが出来上がっていくということなのか、裁判官の言うとおりにしていないと上級審でくつがえってしまうから合わせようということかもしれないのですが、いずれにしても、収れんしていく方向なのか、ばらついていくのはある一定割合で続いていくのか、お教えいただければと思います。

□ 私の記憶で申し上げますと、上級審でくつがえる割合は、裁判員裁判が始まったことによって、減っていると感じています。これまで検察官や弁護人が控訴したかもしれない事件も、多くの事件が一審で確定しているという感覚もあります。また、裁判員裁判が始まることによって、国民の皆様と一緒に評議した判断を尊重すべきで、それがあまりにも経験則に反している場合に限り破棄をするという運用に変わってきていると聞いています。それから、高裁で結論が変わった事件というのも、一審の裁判官としては、裁判員の皆様と協議して、それが一番いいという結論を出していたのではないかと思います。高裁で結論が変わるとするのは、何も裁判員裁判特有のものではないとも感じています。一審の裁判が控訴審でくつがえて、それが最高裁で更にくつがえて一審どおりになったということもありますので、高裁で結論が変わったという事件が何件かあることは承知していますが、そのことによってこの制度の意味がないとまでは言えないという実感を持っています。

また、裁判員裁判を重大な事件で行うべきなのか、簡単なと言いますか、軽い事件から行うべきなのかというところについては、制度導入の段階から議論があったところです。いきなり重い事件を担当するというのは裁判員にとって非常に負担が大きいのではないかと。試みであればまずは簡単な事件から始めたほうが浸透しやすいのではないかとという意見もあり、他方で、国民参加ということで新しい制度を作る以上は、まさに重大な事件、司法の中でも核心的な部分に携わっていただく必要があるのではないかと、この両方の議論のせめぎ合いの中で、今のようになっているところです。実感としては、おそらくどちらの事件でも、法律がそうならば国民の皆様には十分お務めいただくことができるのではないのかなと、この6年の実績の中で思うところではありますが、ではすべての事件をとりなると、非常に件数も多いので、どこまでお引き受けいただけるかという問題は出てくるころだと思えます。

- 市民感覚を入れるために始まったことであれば、控訴審でくつがえることはどうなのかという意見や、制度導入については、最初から難しい事件ではなく、何年間かで目標を定めながら、ある程度簡単な事件から慣れていただくという道もあったのではないかとするのは、私の周囲の方からもお話がありました。一度始まったものを後退させる視点はないのかもしれませんが、今後は、国民の意見も聞きながら、進めるだけではなくて、ちょっと立ち止まって考えることがあってもいいのではという意見もありました。
- 国民の司法参加ということで、弁護士会としても問題点を指摘しながら改善していく方向です。私が実際に裁判員裁判を経験して思ったことですが、自白事件でし

たので争いのある事件ではなかったですが、1日目が冒頭手続と証拠調べ、2日目が被告人質問と証人尋問、3日目が判決言渡しという日程の中で、実際に裁判員がどの程度事件の内容を理解できていたのか、不安に思いました。裁判官は、公判前整理手続の中で、検察官の立証、弁護人の主張、証拠はこういうものがありそうだというのはある程度分かるわけですが、裁判員については、情報がある程度持っていないと、なかなか活発な議論ができないのではないかと思います。評議の際に、被告人質問や証人尋問のときに何を言ったかということが不正確になってしまうので、評議をする際には、被告人質問や証人尋問の調書があったほうがいいのではないかと思います。有罪無罪をきっちりやるとなると、被告人質問や証人尋問の中身はかなり重要になってくるので、そういうことは必要かなと思いました。

- 評議の際に、裁判員から、被告人質問、証人尋問について、あのときどう言っていたかという話はよく出るのでしょうか。
- 尋問調書は、法律の規定からしても、時期的にも、通常、裁判員裁判を行っている期間に出来上がることはありません。

調書がないと判断できないのかということ、その判断をするために一つの事件について長時間かけて法廷で裁判員の方と一緒に直接証拠を見るわけです。これまでの裁判は、書面裁判と言いまして、裁判官は証拠を部屋に持ち帰って読んでいたりしたわけですがけれども、裁判員裁判では、供述調書は検察官がすべて朗読し、法廷に座っていれば証拠の中身が耳で聞いて分かるということになっています。実際の評議において、この場面でこんなことを言っていたということが話題になることがあります。そのときには、実際に法廷で証言する様子をカメラで録音録画していますので、その内容を評議室のモニターで再生することができますし、音声認識ソフトを導入していますので、言った言葉をキーワードとして入力し、検索して、該当するシーンを再現したりすることもあり、話している態度をもう一度見ることができます。

- 裁判員裁判の制度自体はある程度御理解いただいたのかなと思いますけれども、広報の関係で、もう少し周知すべきではないかなど、御意見はございませんか。

(意見なし)

(3) 裁判員候補者待合室、評議室、裁判員法廷の見学

- ただいまの裁判所の説明や関連施設について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

(4) 次回のテーマについて

■ 次回は、「女性が働きやすい職場環境等について」というテーマで、協議をしたいと思います。

(5) 次回の予定について

次回は、平成27年11月24日（火）午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。